

# ★GLTD(長期収入ガード) よくあるご質問と回答(詳細版)

※Q1～Q10はパンフレットにも掲載しています。  
 ※「健康状況告知書質問事項」と「疾病症状一覧表」の例は別シートに記載しております。

Q		A																																
1	「就業障害」とはどのような状態ですか？	「就業障害」とは、就業に支障が生じている次の状態をいいます。 ●免責期間中(270日間) 被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 ●補償期間(てん補期間)開始後(271日目以降) 身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。																																
2	「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合、取扱いはどうなりますか？	「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。 「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引受けとさせていただきます。加入申込票の「疾病コード」欄に、疾病・症状一覧表において該当した疾病を含む「疾病コード」をご記入願います。そのコードに含まれるA欄・B欄記載の疾病・症状が保険金支払対象外となります。なお、該当した疾病・症状が複数の疾病コードに該当する場合は、加入申込票の「疾病コード」欄に、該当した複数の疾病コードをすべてご記入願います。																																
3	「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となりますが、正式な病名・症状名が判明していない場合の取扱いはどうなりますか？	疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。																																
4	現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか？	「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。																																
5	現在「B欄」に記載のある疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか？	「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引受けとさせていただきます。そのコードに含まれるB欄記載の疾病・症状が保険金支払対象外となります。																																
6	免責270日間とは何ですか？	就業障害が継続する期間をいい、この期間は保険金支払いの対象となりません。起算日は就業障害が開始された日です。免責期間である270日を経過する前に就業した場合は、その時点で免責期間が中断されます。就業障害が270日連続してはじめて免責期間が終了し、その翌日より補償期間(てん補期間)が開始します。																																
7	加入申込後、いつから補償が始まりますか？また保険料はいつから引き落としが始まりますか？	申込締切日(11/30)までに加入申込票を提出された場合は、令和3年1月1日午後4時より補償開始し、保険料は令和3年3月より毎月口座振替となります。また、中途加入は随時受付をしており、申込書を代理店で受付した日の翌々月1日より補償開始となり、補償開始の2ヶ月後より口座振替となります。																																
8	保険料は掛け捨てですか？また、加入後、保険料はずっと同じですか？	保険料は掛け捨てです。保険料は保険金額・年齢・性別によって決定されますが、毎年更新時(1月1日時点)の年齢によって決定するため保険料が変更となることがあります。また、料率改定等によって保険料が変更となることもあります。																																
9	保険金給付を受けている期間中に職場復帰できないまま退職した場合、その後の保険金の給付はどうなりますか？	退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金は支払われます。																																
10	健康状況告知書質問事項に該当した疾病・症状が「疾病・症状一覧表」に記載のないものであった場合、どのような引受方法になりますか？	加入申込票の「疾病コード」欄に「R0」とご記入いただき、また「疾病・症状名」欄に具体的疾病・症状名称をカタカナでご記入願います。この場合、ここにご記入いただいた疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。 【ご参考】「疾病コード欄 R0」に該当する疾病で照会が多いものを以下にご案内いたします。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>「R0」に該当する疾病で照会が多いもの</th> <th>コード</th> <th>欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>心身症(シンシンショウ)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>蕁麻疹(ジンマシン)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>片頭痛(ヘズツウ)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>睡眠時無呼吸症候群(スイミンジムコキュウショウコウグン)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>脂質異常症(シツツイジョウショウ)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>逆流性食道炎(ギャクリュウセイショクドウエン)</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ガングリオン</td> <td>R0</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	No.	「R0」に該当する疾病で照会が多いもの	コード	欄	1	心身症(シンシンショウ)	R0	B	2	蕁麻疹(ジンマシン)	R0	B	3	片頭痛(ヘズツウ)	R0	B	4	睡眠時無呼吸症候群(スイミンジムコキュウショウコウグン)	R0	B	5	脂質異常症(シツツイジョウショウ)	R0	B	6	逆流性食道炎(ギャクリュウセイショクドウエン)	R0	B	7	ガングリオン	R0	B
No.	「R0」に該当する疾病で照会が多いもの	コード	欄																															
1	心身症(シンシンショウ)	R0	B																															
2	蕁麻疹(ジンマシン)	R0	B																															
3	片頭痛(ヘズツウ)	R0	B																															
4	睡眠時無呼吸症候群(スイミンジムコキュウショウコウグン)	R0	B																															
5	脂質異常症(シツツイジョウショウ)	R0	B																															
6	逆流性食道炎(ギャクリュウセイショクドウエン)	R0	B																															
7	ガングリオン	R0	B																															
11	「加入希望・資料請求シート」を提出するだけでこの保険に加入したことになりますか？	「加入希望・資料請求シート」のみのご提出では加入したことにはなりません。代理店から送付される「加入申込票」をご提出いただく必要がございます。																																
12	加入時の告知内容により「特定疾病対象外」となる場合、その後健康状況が改善してもずっと対象外のままなのですか？	更改時に改めて「健康状況告知書」をご提出いただくことにより、新たな告知結果に応じた条件で継続契約をお引き受けできますので、再告知の結果、特定疾病対象外条件を削除してご継続いただけることがあります。逆に、再告知の結果、新たに別の疾病群が特定疾病対象外として追加される場合や、A欄に該当し継続加入いただけなくなることもありますのでご注意ください。																																
13	「就業障害」(事故日)発生日はどのように判断したらよいですか？	身体障害により仕事に従事することができなくなった日です。治療開始日とは異なります。下記例の場合には、5月20日が就業障害発生日となります。 <例> 治療開始 就業障害発生日(仕事に従事することができなくなった) 5月10日 5月20日 免責期間																																
14	保険金請求時にどのような書類が必要となりますか？	保険金の請求に必要な書類は下記のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>提出</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険金請求書</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>就業障害証明書</td> <td>◎</td> <td>保険金請求の都度、ご提出いただけます。就業障害期間の確認のため勤務先より取り付けます。</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票</td> <td>◎</td> <td>所得確認のため、初回の保険金請求時に取り付けます。</td> </tr> <tr> <td>診断書</td> <td>◎</td> <td>保険金請求の都度、ご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td>同意書</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>印鑑証明書</td> <td>○</td> <td>保険金の請求額が500万円を超える場合に提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table> ◎:必ず提出が必要な書類 ○:場合によって提出が必要な書類 (注)上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。 (注)保険金を内払でご請求される場合のご注意 休業期間(就業障害期間)の継続中に、保険金をご請求される場合は、1か月単位(複数月まとめても可)でご請求ください。 2回目以降のご請求の場合には、保険金請求書と同意書の提出は省略できますが、就業障害証明書と診断書は請求の都度ご提出いただけます。	提出書類名	提出	説明	保険金請求書	◎	—	就業障害証明書	◎	保険金請求の都度、ご提出いただけます。就業障害期間の確認のため勤務先より取り付けます。	源泉徴収票	◎	所得確認のため、初回の保険金請求時に取り付けます。	診断書	◎	保険金請求の都度、ご提出いただけます。	同意書	◎	—	印鑑証明書	○	保険金の請求額が500万円を超える場合に提出いただけます。											
提出書類名	提出	説明																																
保険金請求書	◎	—																																
就業障害証明書	◎	保険金請求の都度、ご提出いただけます。就業障害期間の確認のため勤務先より取り付けます。																																
源泉徴収票	◎	所得確認のため、初回の保険金請求時に取り付けます。																																
診断書	◎	保険金請求の都度、ご提出いただけます。																																
同意書	◎	—																																
印鑑証明書	○	保険金の請求額が500万円を超える場合に提出いただけます。																																
15	保険金給付を受けた後、この保険に加入し続ける必要はありますか？	就業障害発生時に団体長期障害所得補償保険に加入している場合で、かつ就業障害が発生した時点までの保険料をお支払いいただければ、保険金をお支払いいたします。よって、この要件を満たしていれば、以後脱退されても当該就業障害に係る保険金は支払われます。 翌年度以降につきましては、退職していない状態かつ当該保険事故がA欄に該当しない限り、ご継続いただくか脱退されるかを選択できます。保険料免除規定はありませんので、ご継続いただく場合は引き続き保険料のお支払いが必要です。																																
16	保険料は給与天引きですか？	保険料は給与天引きではなく、ご登録いただきますゆうちょ銀行口座から毎月24日に自動払込でお支払いいただきます。(24日が土日・祝日の場合は前営業日に自動払込が行われます。)																																
17	支払った保険料は保険料控除の対象になりますか？	はい、生命保険料控除(所得税・住民税)の対象となります。 毎年10月頃にその年にお支払いいただきました保険料の控除証明書をご自宅宛てに送付いたします。																																